

滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、循環型社会の形成およびCO₂ ネットゼロ社会づくりの推進に寄与するとともに、プラスチックごみおよび食品ロス削減等ごみの減量に資する県民等の自主的な活動を促進するため、他の模範となる取組となり全県的に拡大・展開が期待できる活動等に要する経費に対し、予算の範囲内において、滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、プラスチックごみおよび食品ロス削減等ごみの減量に資する自主的な活動を行う団体のうち、次の各号を満たすものとする。ただし、政治活動・宗教活動を目的とする団体は対象外とする。

- (1)主として県内で1年以上活動し、実績を有する団体であること。
- (2)定款、寄附行為または規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができること。
- (3)独立した経理の機能が確立していること。
- (4)代表者が明らかであること。
- (5)本社、事業所および事務所を県内に有すること。
- (6)規則第4条第2項各号のいずれにも該当するものでないこと。
- (7)県税、消費税等に未納がないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費および補助額は、表のとおりとする。ただし、次の各号に該当する事業は対象としない。

- (1)国または地方公共団体等から補助金を受けるもの。（民間団体等からの補助金は除く。）
- (2)補助金の交付を受けようとする団体が事業の実施主体（主催）となっていないもの。
- (3)補助金の交付を受けようとする団体の組織の運営・維持を目的とするもの。
- (4)過去3年間において本補助事業に採択された後、中止し、または廃止した事業と同様の事業。ただし天災地変その他補助金の交付を受けようとする団体の責めに帰することのできない事由によるものと知事が認める場合はこの限りではない。

対象事業	滋賀県内で行われる事業であって、「プラスチックごみ削減」および「食品ロス削減」等ごみの減量につながり、成果が他者の参考となり、波及効果や環境意識の醸成が期待される次の①から⑥に掲げる活動を全て満たすもの。 ①先駆的であり、全県的なモデルとして波及効果のある活動
------	---

	②県民等の意識向上に繋がる活動 ③多様な主体との連携により相乗効果を上げる活動 ④県民等へのごみ削減の実践的な取組を促す活動 ⑤一時的なものではなく持続可能な活動 ⑥ごみ削減および CO2 削減効果のある活動 ※上記活動に伴う広報（チラシ、ポスターおよび成果報告等）を行う際には、補助金により助成を受けたことを必ず表示すること。
対象経費	補助対象事業の実施に直接必要な次に掲げる経費（団体の管理・運営経費および備品購入費を除く。） 謝金、旅費、消耗品等の購入費（原則 1 品目あたりの単価が税込み 3 万円未満）、印刷費、役務費、使用料及び賃借料、通信運搬費、広告宣伝費
補助額	補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、1 団体当たりの補助金の限度額は下限 10 万円、上限 100 万円とする。

（補助回数）

第 4 条 同一の団体に対する補助は、原則 3 回を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を所定の期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 収支予算書（様式第 3 号）
- (4) 団体に関する調書（様式第 4 号）
- (5) 定款、寄附行為または規約等
- (6) 役員名簿
- (7) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第 5 号）
- (8) 県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（様式第 6 号）

2 補助金の交付を受けようとする団体は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金交付の決定および通知）

第6条 知事は、前条の申請があったときは、別に定める審査会の審査を踏まえ、補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、交付決定額その他必要な事項を当該団体に通知（様式第7号）するものとする。

3 知事は、補助金の不交付を決定したときは、補助金の不交付の旨を当該団体に通知するものとする。

（補助事業の変更等の承認等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合には、速やかに経費配分（内容）変更承認申請書（様式第8号）または中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の経費の配分の変更（事業計画および補助金の交付決定額に変更をきたさないものを除く。）または内容の変更（当初の事業との同一性が認められるものを除く。）をしようとするとき。

（2）補助事業を中止または廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の変更等の承認に当たっては必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した翌日から起算して30日以内または当該年度末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

（1）滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金実績報告書（様式第10号）

（2）事業成果報告書（様式第11号）

（3）収支決算書（様式第12号）

（4）その他知事が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（検査および報告の徴収）

第9条 知事は、前条の実績報告を受けたときは、実績報告書の内容について検査するものとする。

2 知事は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。

（1）補助事業の内容に要した経費の支出状況についての検査

（2）その他知事が必要と認めた検査

3 知事は、前項の内容を検査する際、必要に応じ補助事業者に対して参考となるべき報告およ

び資料の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定等)

第 10 条 知事は、前条の検査の結果、事業の実施に要した経費が適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する（様式第 13 号）ものとする。

(補助金の概算払交付請求および支払)

第 11 条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の一部について概算払いにより交付を行うことができるものとする。

2 補助事業者は、概算払いによる補助金の支払いを受けようとするときは、補助金概算払交付請求書（様式第 14 号）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 12 条 知事は、規則第 8 条及び第 16 条第 1 項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が第 2 条第 1 号から第 5 号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 補助事業が第 3 条第 1 号から第 5 号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 補助事業者が、規則その他の法令またはこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 規則第 6 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 知事は、第 1 項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、規則第 16 条および第 17 条の規定により交付した補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業の公表)

第 13 条 補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受けた事業の内容、進捗状況および効果等について県が公表することに同意するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が 0 円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第 15 号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第 15 条 補助事業者は、交付対象事業についての収支帳簿を備え、かつ当該収入および支出等についての証拠書類等を補助事業が完了した日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合

は、その承認を受けた日) の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(電子情報処理組織による申請等)

第 16 条 補助金の交付を受けようとする団体または補助事業者は、規則第 3 条第 1 項の規定に基づく第 5 条第 1 項の補助金の交付の申請、第 7 条の規定に基づく事業変更または中止(廃止)の承認申請、規則第 12 条の規定に基づく第 8 条第 1 項の事業実績報告、第 11 条第 2 項の規定に基づく補助金の概算払交付請求、第 14 条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 22 日から施行し、令和 4 年度分の補助金に適用する。

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金に適用する。

この要綱は、令和 6 年 6 月 6 日から施行し、令和 6 年度分の補助金に適用する。